

第90回人口・社会統計部会  
議事概要

1 日 時 平成30年10月29日（月） 9:56～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、西郷 浩

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）、重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局消費統計課：阿向課長、塚田消費指標調整官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官ほか

4 議 題 全国消費実態調査及び家計調査の変更について

5 概 要

- 統計委員会で示された意見等を共有した後、調査実施者から示された、①前回の部会において追加説明が求められた現物消費と、廃止する調査事項に関する補足説明、②年収・貯蓄等調査票及び家計調査世帯特別調査票において資産保有税額等を追加して把握したいとの修正案を踏まえて審議が行われた。
- その結果、追加説明や修正の方向性については、特段の異論はなかったものの、資産保有税額の把握に当たっては、不動産関連と自動車関連の税目とに区分して把握すべきではないかとの指摘があり、次回部会における調査実施者の整理・追加説明を踏まえて、引き続き審議することとされた。
- その後の審査メモに沿った調査事項の審議では、①世帯票における「本人の仕事の内容」から「世帯主の仕事の種類」への変更については、日本標準職業分類との整合性を高めるとともに、世帯員全員についても把握する方向で検討すべきではないか、②主要耐久消費財のうち、家計収支との関係を分析する上で有用な自動車については、引き続き把握すべきではないかといった指摘があり、次回部会における調査実施者の整理・追加説明を踏まえて、引き続き審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

## (1) 前回部会の補足説明等

### ア 前回部会の補足説明等

- ・ 世帯票における学歴の把握を充実する一方で、国公立・私立の別に関する調査事項について、全国消費実調査では廃止することを計画しているが、家計調査では引き続き把握するのか。また、将来的には、家計調査においても廃止する方向となるのか。
  - 全国消費実態調査では、在学者の国公立・私立の別についての利活用は少ないことなどから、世帯票において継続的に把握する必要性は乏しいものと考えている。家計調査では、現在のところ、引き続き把握する計画であるが、将来、家計調査の見直しを統計委員会に諮問する際には、その必要性を、改めて検討することになるものと考えている。
- ・ 世帯票については、今回、調査事項の廃止を含め、大幅な見直しを計画しているが、この見直しによる報告者の負担感の軽減効果についても、試験調査等で検証しているのか。
  - 試験調査においては、調査票の記入時間の短縮効果を定量的に把握しているわけではないが、報告者の負担は間違いなく減るものと考えている。
- ・ 全国消費実調査において、氏名を調査事項から削除しても問題ないと思うが、国勢調査などでは、報告後の疑義照会のために氏名を把握していると聞いている。今回の変更により、他の統計調査に影響は生じないか。
  - また、廃止を計画している「勤め先の名称」及び「事業の内容」については、報告者が認識している産業分類と調査実施者の格付けが異なる場合など、審査の過程において双方の回答内容から確認できる面もあった。「仕事の種類」のみの把握では、このような確認はできなくなると思われるが、問題は生じないか。
    - 氏名については、詳細な収支分類格付けなど審査上重要な項目であった一方、忌避感の強い多くの項目と結びつけて氏名を調査することで生じるデメリットがあり、本調査の課題の一つである結果精度の向上という観点から、廃止を計画したものである。
      - また、「事業の内容」等についても、審査上は重要な情報であるものの、結果の表章においては大きくくりで区分するため、問題は無いものと考えている。
  - ・ 氏名を記載させることにより報告者の忌避感が強くなるとの説明は、オブザーバー都県の報告からも理解できる。一方、産業と職業の把握方法の見直しについては、両分類をクロスで集計する場合としない場合とで、結果にどのような違いが出るかという資料を提示してもらおうと分かりやすいのではないか。
    - また、職業については、今回、世帯主のみ「仕事の内容」を把握する計画であるが、他の世帯員の把握を廃止することによる影響もあるのではないか。
      - 御指摘の点はごもっともと考えているが、職業に関する集計結果については、現状、それほど利活用されておらず、継続して把握することとしている「従業上の地位」を利用することも考えられる。
        - また、OECD基準による国際比較の観点でいえば、仕事をしている人数についてはデータ提供を求められているが、職業別までには求められていないのが現状である。
          - なお、職業という用語は国勢調査等における精緻な分類をイメージされるが、全国消費実態調査や家計調査で使用している分類は、勤労者世帯等に世帯を区分

するための大まかな独自の区分である。

- 氏名や勤め先については、報告者からするとデリケートな調査事項であり、忌避感も強いことから、他の調査でも可能な限り廃止する傾向にある。行政実務全体でも、収集しなくても事業運営に支障がない個人情報等については極力収集しないというのが最近のトレンドかと思う。また、報告者への疑義照会については、氏名を廃止しても、調査名簿に世帯番号を付すなどして、調査票との紐付けを行なう計画と聞いており、表章にも影響がないということであれば、忌避感の強い項目は廃止してもよいのではないかと。
- 家計調査の家計簿も、氏名は把握せずに世帯番号で管理することにより、疑義照会に十分対応することができている。同様に全国消費実態調査の世帯票から氏名を把握しないとしても、疑義照会に十分対応することは可能であると考えている。
- ・ 全国消費実態調査における職業分類については、日本標準職業分類の大分類により表章することも必要ではないか。また、産業や職業は、家計収支などとの関係を分析する際や国際比較の観点からも重要な変数であり、世帯主のみでなく他の世帯員も含めて把握することを含め、再整理してほしい。

#### イ 年収・貯蓄等調査票（案）に一部項目を追加する修正案について

- ・ 今回、OECDに確認し、新たに資産保有税や企業年金掛金を調査事項に追加することについては、国際比較可能性の向上という観点から、高く評価したい。
- ・ 今回、等価可処分所得の算出に当たって必要な5つの税（固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税）を一括して把握することとしているが、不動産関係の2税（固定資産税、都市計画税）と自動車関係の3税（自動車税、軽自動車税、自動車重量税）を分けて把握することにより、新たな利活用が考えられるのではないかと。例えば、固定資産税額からは、不動産の評価額を逆算することが可能となり、自動車税額からは、自動車の保有状況の推計が可能となる。また、分割して把握しても、報告者の負担は大きく増加しないのではないかと。
  - OECDの基準では、不動産関係の税と動産関係の税を分けて報告するよう求められていないことや、記入者の負担感や調査票様式のレイアウトなどを考慮した上で、必要最小限のものとして、現行の案（5税をまとめて把握すること）としたところである。御指摘を踏まえて検討の上、次回部会において追加説明したい。
- 2つに分けた方が記入しやすいという面もあるので、合計額を記載してもらおう方が利用者の負担軽減になるか、税目を分けて記載してもらおう方がよいのかについて一概には言えないのではないかと。現在の調査票案では、万円単位の記入となっているので、軽自動車など税額が1万円未満の記入方法について具体的にどのような記載のしかたをしてもらおうかと等、細かな点についても調査員が客体にしっかり説明できるような準備が必要である。
- 調査票の設計においては、紙面の制約が問題になることもある。高齢の報告者などからは、調査票の様式はシンプルなものとし、字を大きくしてほしいとの意見が強い。調査事項の追加については、年収・貯蓄等調査票自体、忌避感の強い調査事項が多いため、今回の資産保有税等を追加しても、問題にならないかもしれない。ただし、報告者から回答方法がわからないなどとの照会はあ

り得るので、簡単に回答できるよう、コールセンターの体制整備、入力しやすいオンライン回答システムの開発や記入の仕方等の丁寧な説明をお願いしたい。

- ・ 報告者への説明については、よい知恵を出してほしい。調査事項については、追加と削除の両面があるので、その点を含めて、報告者や利用者に丁寧に説明していただきたい。

## (2) 調査事項の変更

### ア 新設される家計調査世帯特別調査の調査事項

- ・ すでにある家計調査の結果と家計調査世帯特別調査の結果を突合していく作業が必要になるが、特に作業上の問題はないのか。  
→ 実際の作業の中で、検討を要する面もあるが、大きな支障は想定していない。
- ・ 家計調査の報告者に特別調査を依頼する時期はいつか。また、実際に調査時期が来たときに、拒否されることは想定されるのか。  
→ 家計調査の報告者には、当初の調査を依頼する際に、併せて特別調査についても説明を行う計画である。また、家計調査においても、報告者に調査を依頼する際に、全てを説明した上で、段階的に調査票を配布、記入してもらっているが、後になって回答いただけない場合もある。
- ・ 家計調査世帯特別調査の依頼方法として、家計調査を最初に依頼する時に併せて依頼する場合と、後で追加して依頼する場合とで、どちらが依頼しやすいか検討したのか。  
→ 地方公共団体とも検討したが、最初にしっかり説明した上で、調査を依頼した方がよいと考えている。  
  
→ 家計調査の場合、当初にいくつも調査票があることは説明しているが、時間が限られているため、説明が漏れる場合もある。調査員によってはうまく説明する者もいるが、トラブルになるのは事前に説明がされていない場合が多い。  
  
→ 後から説明すると、「最初に話を聞いていれば調査を受けることはなかった」という形でトラブルになるようなケースもあるので、最初に説明しておく方がよいのではないかと考える。今回のオペレーションでは調査地区によって調査開始から客体への説明時期が一月ずつずれるので、どのタイミングでの説明が最も効果的であったか、実査後に検証すればよいのではないか。
- ・ 今後、5年に1度の全国消費実態調査を実施するタイミングで、家計調査世帯特別調査が行われ、全国消費実態統計が作成されればよいのか。  
→ 今回の全国消費実態調査の結果を踏まえ、家計調査の見直しが必要となる場合もあると考えており、その際に、次期の全国消費実態調査のあり方についても検討することになるのではないか。
- ・ 今回、家計調査の報告者に対しては、2つの基幹統計調査（全国消費実態調査・家計調査）の申告義務を課すことになるので、どのような影響があるか、将来の体系的整備を行なうに当たってどういう方法がよいのか、今回の調査の結果を踏まえて検討をお願いしたいと考えている。
- ・ 基本的な方向性は、これで済ませたい。

## イ 耐久財等調査票等の廃止

- ・ 耐久財等調査票の廃止により、今後の集計において、内閣府の消費動向調査の結果も活用することも想定しているのか。  
→ 消費動向調査の結果を全国消費実態調査の集計に用いることは想定していない。
- ・ 消費水準の違いを見る上でも、耐久財の把握は重要であり、結果の利用上有用な一部品目は引き続き把握すべきではないか。例えば、自動車については、資産の保有状況のみならず、地域の交通計画や産業政策の検討に用いるための基礎資料として重要ではないか。また、アメリカの同種の調査においても、家屋と自動車の保有状況は把握している。さらに、消費動向調査は、地域レベルでの表章がされていないことを踏まえると、本調査において、品目ごとに必要性の有無を検討すべきではないか。  
→ 調査実施者としても、御指摘と同様の認識ではあるものの、本調査が直面している課題を踏まえると、金融資産の把握に重点をおき、その精度向上を図る一方で、耐久財は把握しないこととし、報告者負担の抑制を図りたいと考えている。自動車については、税に関する項目の追加のところで、不動産関係2税と自動車関係3税に分けて把握することをすれば、自動車の保有状況の推計は可能となり、行政記録情報の活用も考えられる。
- ・ E B P Mの推進を図る中では、従来、想定していなかったような分析が求められることもある。また、所得水準が交通機関の利用にどの程度影響を及ぼすかなどの評価には、行政記録情報だけでは把握できない部分もあるのではないか。この部分については、もう少し検討を深めるべきではないか。  
→ 地域交通関連の施策に活用するという観点からは、国土交通省が実施している一般統計調査（パーソントリップ調査）において、利用者の所得と交通機関の利用状況を把握している。
- ・ 自動車の保有状況については、重要な指摘であり、再度、把握する必要性について検討した上で、次回部会に報告してほしい。

## (3) 調査方法の変更

- ・ 家計調査においては、約11%のオンライン回答世帯に対しても、調査員が毎月、世帯に出向いているのか。出向いていない場合、家計調査に上乘せして配布する家計調査世帯特別調査票の記入はどのように依頼するのか。  
→ 調査員は調査用品の配布のため、毎月、世帯に出向き、報告者と接触しており、その際に依頼することとしている。
- ・ オンライン調査については、システムチェックにより書き洩れなどを確認できるというメリットがある一方、調査員が報告者に利用方法などを、どう説明するかという課題もある。また、客体から調査員に直接調査票を渡すことに対する忌避感や、過疎地の場合の調査票回収にかかる業務負担などから郵送調査を求める声もある。今回の調査計画は、これら地方公共団体から挙げた意見等も踏まえた上で、最終的に実施者のご判断で郵送・オンライン回収の可否を決めているものと認識している。なお、本調査においても、コールセンターを設置することになると思うが、別の調査でコールセンターでの対応に対する苦情が地方公共団体に寄せられるといった事例があることから、全消においてはそのようなことが生じないよう改善していただ

きたい。

→ 若い世代は家計簿になじみがない者が多いが、パソコン・スマートフォンを利用してオンライン家計簿により回答することはできるという者もいるため、オンライン家計簿による回答を充実させることは重要である。オンラインによる回答は、既に導入している家計調査においては、導入当初は不具合もあったが、地方公共団体からの意見を踏まえ、改善が図られている面もあるので、本調査に導入する場合は、引き続き、対応方よろしくをお願いしたい。

- ・ 複数の調査方法を行うことによる大変さを考えると、調査結果において何らかの影響がでるであろうことは想像できる。ただ、その点を考慮しても今回の変更に踏み切ったということで、この点、慎重な事後の検証、変更に伴った影響と関連での情報共有と説明等含めて、変更内容としてはこれで進めていくこととしたい。

## 6 その他

次回部会は平成 30 年 11 月 12 日（月）13 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、11 月 22 日（木）開催予定の第 128 回統計委員会において、白波瀬部会長から報告することとされた。

以上